RIZAP ENGLISH プライムサービス会員規約

第1条（適用範囲）
1. RIZAP ENGLISH プライムサービス会員規約（以下「本細則」といいます。）は、「RIZAP ENGLISH」（以下「ム校」といいます。）が提供する「RIZAP ENGLISH プライムサービス」（以下「プライムサービス」といいます。）を利用する「RIZAP ENGLISH プライムサービス会員」（以下「本会員」といいます。）に適用します。
2. 本会員は、別途「RIZAP ENGLISH プライムメンバー登録料」（以下「登録料」といいます）を支払うことが必要です。登録料の支払いがない場合、プライムサービスを利用することはできません。また、プライムサービスは登録料を支払った本人のみ利用することができ、プライムサービスの会員たる地位及び権利義務を他の者に譲渡、売買、貸与、名義変更、質権及び譲渡担保権の設定その他一切の処分をすることはできません。また、プラムサービスの会員の地位及び権利義務は、相続その他の包括承継の対象にはなりません。但し、法人の合併その他組織再編行為を除きます。
3. 本会員は、本細則のほか RIZAP ENGLISH 会則（以下「会則」といいます）および、オンライン受講される本会員の場合は、RIZAP ENGLISH Online サービス利用規約（以下「オンライン規約」といい、あわせて「会則等」といいます）の適用を受けるものとします。
4. 本細則と会則等に矛盾抵触がある場合には、本細則が優先して適用されるものとします。

第2条（管理運営）
本校のすべての施設は、「RIZAP ENGLISH 株式会社」（以下「会社」といいます。）が経営します。会社は、各施設内に、管理運営にあたる事務所をおきます。

第3条（入会資格）
プライムサービスの入会資格は、以下のとおりとし、その項目すべてに該当する方とします。
(1) 本細則、会則等及び「個人情報保護方針」「個人情報の取扱いについて」に同意した方。
(2) 中学生以上の方。但し、未成年者の場合は入会時に親権者の同意が必要となります。
(3) 伝染病その他他人に伝染または感染するおそれのある疾病に罹患していない方。
(4) 反社会的勢力（暴力団、暴力関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等をいいます。以下本会則において同じ。）の関係者でない方。
(5) 過去に会社より除名の通告を受けていない方。
(6) 過去に 30 日間全額返金保証制度の適用を受けていない方。

第4条（入会申込み・入会手続き等）
1. 本会員となろうとする者は、本細則及び会則等を遵守することに同意し、会社が別途定める手続きを行うことにより、入会申込みを行っていただき、登録料を会社に払い込みいただきます。会社は、所定に基準に従い、入会資格の有無等を判断の上、承諾を行います。
2. 未成年の方が入会しようとするときは、親権者の同意を得た上で、入会申し込みを行っていただきます。この場合、親権者は、法令に定めがある場合を除いて、自らの会員資格の有無にかかわらず、本細則に基づく義務及び責任を本人と連帯して負うものとします。
3. 本条の入会手続きが完了したときに、本会員になろうとする者は本会員の会員資格を取得するものとします。

第5条（変更手続き等）
1. 本会員は、前条の申込み時に記載した内容に変更があったときは、遅滞なく変更手続きを行っていただきます。
2. 会社より本会員の住所あてに通知、連絡等を行う場合は、本会員から届出のあった最新の住所あてに行い、通知、連絡等の発送の時点でその効力が発生するものとします。

第6条（個人情報保護）
個人情報は、本校が定める個人情報保護方針（https://www.rizap-english.jp/privacy/）に基づき、適切に取り扱うものとします。なお、プライムサービスの管理・運営、および本校が提供するサービスの案内・管理の為、個人情報保護方針における利用目的に以下の利用目的を追加するものとします。
(1) 本校が提供する外部機関のサービスを利用した際の試験結果等の情報は、本会員のカリキュラムの検討やカウンセリングの実施のため、および会社のサービスの品質向上のために利用します。

第7条（登録料等）
1. 本会員は、会社に対し、会社が別途定める期日までに、登録料を支払うものとします。
2. 本会員は、実際の施設利用の有無にかかわらず、前項の登録料を支払うものとします。
3. 一旦支払われた登録料は、本細則及び会則等に定めのない限り、返還できません。
4. 本会員が、会社が別途定める期日までに登録料を支払わない等債務不履行がある場合、会社は、本会員に対し通知をすることにより、未払の登録料と会社が本会員に対して負う債務とを対当額にて相殺することがあります。
5. 本会員は、登録料と月額料のお支払いとは別に、プライムサービスで使用するテキスト等を購入していただく必要があります。
6. プライムサービスでは、登録料をお支払いいただくことで、本会員としての特典を受ける権利を保有することができます。本会員に有効期間の定めはありません。
(1) プライム月額コースの購入する権利及び当該コースの購入後のサービスの提供を受ける権利
7. プライムサービスにおいてトレーニングをご利用いただくには、登録料とは別途、第1項1号に定めるプライム月額コースを購入いただくことが必要です。
8. 第 1 項第 1 号に定めるプライム月額コースの購入においては、RIZAP ENGLISH のセッションを既に 16 回以上ご利用いただいている場合にのみ、月 4 回と月 2 回の回数を選択できるものとします。

第8条（サービス内容）
1. 本校が本会員に提供するサービスは、以下のとおりとします。
(1) プライム月額コースによるパーソナルトレーニング（以下「セッション」といいます。）

第9条（利用条件）
1. 本校がプライム月額コースにより提供するセッションは、ご契約のコースにより1ヶ月（初日から末日まで）当たりの上限回数が決まります。
2. セッションは、会社施設内での実施またはオンラインにて、ご受講いただけます。
3. 本会員がセッションをオンラインで受講希望する場合、オンライン 規約が適用されるものとし、本会員は、オンラインセッション時に発行される ID 及びパスワードの管理を行い、かつ、視聴環境設備を整えるものとします。

第10条（禁止行為）
1. 本会員は、プライムサービスの利用において、会則等に定める禁止行為の他、次の各号に定める行為をしてはいけません。
(1)プライムサービスの利用中、会社の許可なく、セッションの様子を動画で撮影し、録音、録画等する行為。
(2) 前項で撮影した動画等を会社の許可なく、SNS 等に掲載する行為。
(3) その他、会社が不適切と判断する行為。
2. 会社は本会員に対し、会則等及び前項各号に該当する行為により、会社に生じた一切の損害、損失、費用（訴訟費用及び弁護士費用を含みます。）の賠償を求めることができるものとします。

第11条(プライムサービスの停止)
本会員が次に定める各号の一に該当する場合、プライムサービスの利用は停止されるものとします。
(1) 全額返金保証制度の適用を受けた場合
(2) 前条に定める禁止行為に該当した場合
(3) 会則第19条により、会社から除名された場合
(4) RIZAP ENGLISH Online サービスを解約した場合

第12条（サービスの変更・中断・終了）
1. 会社は、会社の裁量により、本会員に事前に通知することなく、サービス内容の一部を変更することができるものとします。但し、当該変更内容が本会員にとって不利益となる変更に該当する場合はこの限りではないものとします。
2. 会社は、次の各号に該当する場合、プライムサービスの提供を中断又は終了することができます。
(1) オンラインシステムの保守・点検を行う場合
(2) 火災、停電等の事故、疫病の流行、天変地異等の不可抗力に基づく非常事態が発生した場合
(3) オンラインシステムの障害、ネットワークに障害が発生した場合
(4) 会社の業務上、やむを得ない事由が生じた場合
(5) その他会社が必要と判断した場合
3. 本会員は、会社が前二項の措置を講じたことにより本会員に損害が生じた場合、会社に故意又は過失がない限り、会社がいかなる補償も行わないことに予め同意します。

第13条(免責)
本会員は、オンライン規約第7条に定める免責事項について、同規約の「本サービス」を「プライムサービス」に読み替えて適用するものとし、会社に故意又は過失がない限り、会社がいかなる補償も行わないことに予め同意します。

第14条（データの取扱い）
1. 会社は、本会員がプライムサービスを利用するために入力した情報、届け出た事項、本会員のデバイスに関する情報及び利用中のデータ（セッション利用中の動画を含み、以下、「本データ」といいます。）を自動的に収集するものとします。なお、本会員は、会社が次の各号に定める目的の範囲内で本データを利用することに同意するものとします。
(1) プライムサービスの提供及び利用状況の管理の為。
(2) プライムサービスの品質向上及び新機能やサービス開発の為。
(3) プライムサービスに関するクレーム、トラブル等の紛争処理の為。
(4) 緊急時における対応及び連絡等、本会員の安全管理の為。
(5) 会社の正当な権利行使の為。
(6) その他、法令による要請に応じる為。
2. 会社はプライムサービスの全部又は一部を委託先に委託することができるものとします。この場合、会社は本データを委託先に提供することができるものとし、本会員は予めこれに同意するものとします。なお、会社は当該委託先に対し、プライムサービスにおいて会社が負う責任と同等の責任を負わせるものとします。
3. 会社は前項に該当する場合を除き、本データを本会員の事前同意なく第三者に提供しないものとします。但し、次の各号に該当する場合はこの限りではないものとします。
(1) 法令に基づく要請を受けた場合。
(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
4. 会社は、本データの取扱いにつき、本規約に定めのないものは会社が別途定める個人情報保護方針に則るものとし、本会員はこれに予め同意するものとします。

第15条（諸費用）
1. 本会員は、会社に対し、会社が別途定める期日までに、プライム月額サービスの利用料等をお支払いいただきます。利用料のお支払は、月額払いとなり、以下に定めるとおりとします。なお、お支払いは、前払い制となります。
(1) 利用月の前月に利用料の入金が確認できたことを条件にご利用が可能となります。
(2) プライム月額コースの提供を受ける場合、翌月及び翌々月の 2 ヶ月分の利用料を所定の方法によりお支払いいただきます。
(3) お申込み当月からのプライム月額コースの利用はできません。
(4) 一旦お支払いいただいた利用料等は返金できません。
(5) プライム月額コースの利用料のほかに、別途メンバー登録料をお支払いいただきます。
(6) プライム月額コースのお支払いに、優待券及び割引券を利用することはできません。
2. 第1項3号に関し、申込当月にセッションの利用をご希望する場合は、プライム月額コースとは別にプライムオプションをご購入いただくことで利用することができます。プライムオプションの金額は、ご契約いただいている月回数の 1 回あたりの金額と同額とします。
3. 本会員は、実際のプライム月額コースの利用の有無・利用回数に関わらず、利用料等を支払わなければなりません。また、本会員による実際の利用が、利用可能回数に満たない場合であっても、利用料等の減額及び返金等はできません。
4. 利用開始月及びお支払日に変更がある場合は、別途書面にて通知いたします。

第16条（セッション予約の変更・キャンセル）
1. 予約の変更は予約日以降の対象利用月までとし、予約の 12 時間前までに行うものとします。それ以降の変更・キャンセルは認められず、セッションを 1 回分利用したものとします。ただし、本校側の都合や、本校判断による予約の変更・キャンセルはこの限りではありません。
2. 店頭（メール及びコミュニケーションアプリ）・予約システム・コールセンターにて受け付けます。但し、コールセンターの場合予約時間の 12 時間前でも、営業時間外は受け付けできません。3. 本会員がセッションを無断欠席した場合、欠席の理由を問わず、当社は、当該セッションの補講並びに登録料及び利用料金その他如何なる名目での返金の義務を負わないものとします。
4. 当月セッションのご利用回数がご契約回数未満の場合、未利用の回数分を翌月 1 日に繰越用チケットとして発行します。なお、当該チケットは翌月中に限り予約及び利用ができるものとし、翌々月への繰り越しはありません。
5. 翌月分のセッションご利用回数を当月に前倒して利用する事はできません。

第17条（プライム月額コース・請求の停止）
1. プライム月額コースは、会社所定の書面により前月 16 日から当月 15 日（当該日が営業日ではない場合はその前営業日）までに解約申入れを行うことで、翌月末日経過時に解約となります。なお、解約申入れが当月 16 日以降となった場合には、翌月の解約申入れとなり、翌々月末日経過時に解約となります。
2. 前項の場合、プライム月額コースの提供は、解約となる月の前月中は継続して行われます。
3. 第 1 項の解約申入れを行った場合、解約となる月の前月から請求停止となります。

第18条（中途解約）
本会員は、会社所定の書面により解約申入れ（当該申入れの方法は前条第 1 項に準ずるものとします。）を行うことで、プライム月額コースの解約をすることができます。

第19条（回数の変更）
1. プライム月額コースのセッションの利用回数は 1 ヶ月あたり 24 回、20 回、16 回、12 回、8 回、4 回、2 回があります。本会員は、会社所定の書面により前月 11 日から当月 10 日（当該日が営業日ではない場合はその前営業日）までに変更申入れを行うことで、当月末日経過時に月額ご利用回数が変更できます。なお、利用回数の変更申入れが当月 11 日以降になされた場合、当該申入れは、翌月の変更申入れと扱われ、利用回数の変更は、翌月末日経過時に効力を生じるものとします。
2. 前項の場合、変更となる月の前月中は、変更前の月額ご利用回数（以下「変更前プラン」といいます。）が継続されます。
3. 第 1 項の変更申入れを行った場合、利用回数が変更となる前月から変更後のご利用回数（以下「変更後プラン」といいます。）にかかる金額の利用料等を請求いたします。なお、回数変更は利用開始月から 3 ヶ月目以降のコースを対象とし、利用開始月の次月末日までは変更できないものとします。
4. 利用回数の変更をした場合、利用回数を変更する対象月以降の変更前プランの予約は全て取消されます。なお、変更後プランの予約は利用回数の変更手続き完了後に実施できるものとします。変更前プランの予約に変更後プランが置き換わる事はありません。
5. プライム月額コースは、TOEIC® L&R TEST スコアアップコースもしくは英会話コースのセッションを既に 16 回以上ご利用いただいた場合のみ、月 4 回と月 2 回を選択できるものとし、それ以外の場合は月 8 回コースを購入いただくものとします。

第20 条（再申込みの場合の特則）
本会員が、プライム月額コースを解約または終了した後も、期限の定めなくプライム月額コースの再申込みが可能です。

第21 条（本細則等の改訂）
会社は、本細則および施設内諸規則の改訂を行うことができます。なお、本細則の改訂を実施するときは、会社は予め改訂の 1 ヶ月前までに告知することにより、改訂した本細則の効力は全会員に及ぶものとします。

第22 条 （告知方法）
本細則における会員への告知は、会社のホームページの掲載及び会員から届出のあった電子メールアドレス宛てに電子メールを送信して通知する方法によるものとします。

第23 条 （管轄の合意）
本細則および施設内諸規則に起因または関連する紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2023.10.1